

(第1条関係)寒川町職員安全衛生管理規程新旧対照表

現 行			改 正 案				
～ 略 ～			～ 略 ～				
第12条 （略）			第12条 （略）				
2 （略）			2 （略）				
3 定期健康診断は、毎年1回以上 <u>すべて</u> の職員について行い、特別健康診断は、町長が必要と認めた場合について行う。			3 定期健康診断は、毎年1回以上 <u>全て</u> の職員について行い、特別健康診断は、町長が必要と認めた場合について行う。				
～ 略 ～			～ 略 ～				
別表第1(第5条関係)			別表第1(第5条関係)				
号	事業所	部門総括安全衛生管理者	号	事業所	部門総括安全衛生管理者		
(略)			(略)				
3	<u>学校給食調理場</u>	教育次長	3	<u>学校給食センター</u>	教育次長		
(略)			(略)				
別表第2(第6条、第8条関係)			別表第2(第6条、第8条関係)				
号	事業所	安全管理者	衛生管理者	号	事業所	安全管理者	衛生管理者
(略)				(略)			
3	<u>学校給食調理場</u>	教育施設給食課長	〃	3	<u>学校給食センター</u>	教育施設給食課長	〃
(略)				(略)			
6	その他の事業所	<u>総務課長</u>	〃	6	その他の事業所	<u>人事課長</u>	〃

別表第3(第14条、第18条、第20条関係)

月	事業所	委員				庶務
1	美化センター	部門総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者	資源廃棄物担当の主幹、副主幹又は主査 美化センター場長	職員労働組合推せん の委員	3人	環境課
2	広域リサイクルセンター		資源廃棄物担当の主幹、副主幹又は主査 広域リサイクルセンター場長		3人	環境課
3	学校給食調理場		教育施設給食課教育施設担当の主幹、副主幹又は主査		3人	教育施設・給食課

別表第3(第14条、第18条、第20条関係)

月	事業所	委員				庶務
1	美化センター	部門総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者	資源廃棄物担当の主幹、副主幹又は主査 美化センター場長	職員労働組合推せん の委員	3人	環境課
2	広域リサイクルセンター		資源廃棄物担当の主幹、副主幹又は主査 広域リサイクルセンター場長		3人	環境課
3	学校給食センター		教育施設給食課学校給食担当の主幹、副主幹又は主査 学校給食センターの所長、主幹、副主幹又は主査		3人	教育施設給食課

4	ひまわり教室	子ども家庭担当の主幹、副主幹又は主査	職員労働組合推せん	2人	子育て支援課	4	ひまわり教室	子ども家庭担当の主幹、副主幹又は主査	2人	子育て支援課
5	教育委員会（3の項に掲げる事業所を除く。）	学校教育課長	の委員	4人	教育政策課	5	教育委員会（3の項に掲げる事業所を除く。）	学校教育課長	4人	教育政策課
6	その他の事業所	スポーツ課長 道路課長 環境課長		4人	総務課	6	その他の事業所	スポーツ課長 道路課長 環境課長	4人	人事課
～略～						～略～				

(第2条関係)寒川町職員被服貸与規程新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第7条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもつて貸与品の使用保管の責に任ずるほか、補修、洗たくその他貸与品の保存上必要な処置は、特に町長の承認を得た場合を除き、<u>すべて</u>自己の負担において行うものとする。 ～略～ 第9条 被貸与者は、貸与品を亡失又は<u>き損</u>したときは、速やかに町長にその旨を届けなければならない。	～略～ 第7条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもつて貸与品の使用保管の責に任ずるほか、補修、洗たくその他貸与品の保存上必要な処置は、特に町長の承認を得た場合を除き、<u>全て</u>自己の負担において行うものとする。 ～略～ 第9条 被貸与者は、貸与品を亡失又は<u>毀損</u>したときは、速やかに町長にその旨を届けなければならない。

2 前項の亡失又はき損がやむを得ない理由によるものであり、代替品を貸与することが必要であると町長が認めたときは、再貸与することができる。ただし、この亡失等が故意又は重大な過失によるものであると町長が認めたときは、被貸与者は、町長が代替品の価格を限度として定める額を弁償しなければならない。

～略～

別表(第2条関係)

被貸与者			貸与品	数量	貸与期間（年）
課等名	担当名	職種			
(略)					
学校教育	(略)				
(加える)					

2 前項の亡失又は毀損がやむを得ない理由によるものであり、代替品を貸与することが必要であると町長が認めたときは、再貸与することができる。ただし、この亡失等が故意又は重大な過失によるものであると町長が認めたときは、被貸与者は、町長が代替品の価格を限度として定める額を弁償しなければならない。

～略～

別表(第2条関係)

被貸与者			貸与品	数量	貸与期間（年）
課等名	担当名	職種			
(略)					
学校教育	(略)				
<u>教育施設給食</u>	<u>教育施設</u>	<u>事務</u>	<u>事務服</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
			<u>作業服（上下）</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
			<u>防寒服</u>	<u>1</u>	<u>8</u>
	<u>学校給食</u>	<u>事務</u>	<u>事務服</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
			<u>作業服（上下）</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
	<u>学校給食センター</u>	<u>事務</u>	<u>事務服</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
			<u>作業服（上下）</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
			<u>防寒服</u>	<u>1</u>	<u>8</u>
			<u>栄養士</u>	<u>調理ぐづ</u>	<u>2</u>

							調 理 員	調 理 ぐ つ	2	1	
								長ぐつ	1	1	
学 校	事 務	事 務 服	1	4	学 校	事 務	事 務 服	1	4		
		栄 養 士	白 衣	2			1	施 設 作 業 員 庁 務 作 業 員	事 務 服	1	8
			調 理 衣	1			1		作 業 服 (上 下)	1	1
			ゴ ム 前 掛	1			1		防 寒 服	1	4
			長ぐつ	1			1				
	調 理 員	調 理 衣	2	1							
		ゴ ム 前 掛	1	1							
		長ぐつ	2	1							
	施 設 作 業 員 庁 務 作 業 員	事 務 服	1	8							
		作 業 服 (上 下)	1	1							
		防 寒 服	1	4							
(略)					(略)						
～ 略 ～					～ 略 ～						

(改正附則)

現 行	改 正 案
	附 則 この訓令は、令和5年8月1日から施行する。